

# おおの誠一郎

## 議会報告と提言

発行責任者 大野誠一郎（龍ヶ崎市議会議員） <http://www.ohno-seiichiro.net>



龍ヶ崎市宮沢町61  
TEL 090-5780-6113

### 牛久沼の利活用問題について

こんなこと ある？ ある ある？

**ありえない！**

道の駅計画が正式に中止となったことを受け、牛久沼の「廃墟」パーク水神屋とその隣接地に関する問題を通して今後の牛久沼の利活用の在り方を考えます。

#### 市長、パーク水神屋への約506万円、放棄！

牛久沼、国道六号沿いの「廃墟」パーク水神屋の建物所有者が5年9カ月に渡って「不当に占有」していた敷地の賃料に相当する約506万円を放棄（無料）した。この「賃料相当額、約506万円」というのは、当該敷地3,320㎡（龍ヶ崎市持分10分の8、河内町10分の2）のうち、本来パーク水神屋が龍ヶ崎市に支払うべき額。

#### 市長、パーク水神屋への「差し押さえ」せず！

市長は、弁護士を通じ、5年9カ月に渡りパーク水神屋と交渉してきたとはいうものの詳細は、不明、語らず。市は「税金滞納」については、納期限が過ぎ、20日経過した納税滞納者は、督促状を送付し、更に10日経過し、通算30日経過した納税者に対しては、「差し押さえ」を実行する。たとえ数千円の少額、高額であろうと、市は容赦はしない。それに比べ、案件は異なるが、不公平、不公正である。納得できない。市民の皆さんは納得できますか？ 到底理解することはできません！

裏面へ続く

## 水神屋の所有者、建物を「株式会社諸岡」に売却！

水神屋の所有者松田氏は、5年9カ月に渡って不当に当該敷地を占有した後、令和6年1月12日に建物を(株)諸岡に売却（登記済）。松田氏は、廃墟の建物を自分の責任で壊さず、有償売却し、龍ヶ崎市に約506万円を放棄させた。許せない。

## (株)諸岡、「地域貢献の一環」として、建物解体！

2月下旬、解体始まる。(株)諸岡は、「牛久沼の景観を良くし、龍ヶ崎市のイメージアップや地元の方に喜んでもらいたい」とコメント。建物解体は、自社所有だから当然であり、建物解体だけで、牛久沼の景観、良くなりますか？良くなりません。

## 解体の見返りに、(株)諸岡に、市は、牛久沼の13,746㎡を差し出す！

「見返り」が条件ですので、「地域貢献」の貢献度は非常に乏しく、貧弱になります。その見返りとは(株)諸岡の建物解体の交換条件として、市は ① 水神屋の解体跡地 1,000坪(3,320㎡)の宅地 ② 解体跡地の両隣の隣接地3,160坪(10,426㎡) 雑種地 合計4160坪(13,746㎡) を(株)諸岡に建設機械の展示場、置き場、駐車場の事業用地として、差し出す（20年間の賃貸借）。

## 市長の牛久沼の利活用とは？

建設機械の置場等としての利活用である。市長の公約の一つには、牛久沼の利活用があるが、牛久沼の自然を利活用するものではなく、置き場等としての利活用であった。牛久沼の利活用に関する公約について、誤解の無いように良く考えて、吟味して表現して頂きたい。置き場としての牛久沼の利活用とは夢にも思わなかった。

## 市民が求めている、牛久沼の利活用は？

牛久沼の自然、牛久沼の景観を、一法人が私物化し、国道六号沿いの270mを展示場、機械置場、駐車場に利活用することではありません。牛久沼の利活用は、自然を守り、人と自然が、共生できるようなものを目指すべきではないでしょうか？